

平成21年6月4日制定  
平成23年4月1日改定  
平成25年4月1日改定

## 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

### 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「センター」という。）が、別に定める長期優良住宅建築等計画の認定に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）第14条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第14条第1項に規定する技術的審査料金（消費税を含む。以下同じ）は、次の表に掲げるとおりとする。

単価：円

	床面積の合計	審査料金			
		長期使用構造	住宅の規模	維持保全計画	資金計画
戸建	100㎡以下	31,000	1,260	2,520	2,520
	100㎡を超え200㎡以下	35,000	1,260	2,520	2,520
	200㎡を超え300㎡以下	41,000	1,260	2,520	2,520
共同住宅等	200㎡以下	$M \times 4,900 + 20,300$	1,260	2,520	2,520
	200㎡を超え300㎡以下	$M \times 4,900 + 32,400$	2,520	5,040	5,040

※M：共同住宅等の総戸数（技術的審査対象戸数）

(計画の変更の認定の申請に対する料金)

第3条 業務規程第9条に規定する適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査料金は、技術的審査の依頼に係る床面積の二分の一の床面積とし、前条を準用する。

(設計住宅性能評価と技術的審査を併せて行う場合)

第4条 技術的審査の依頼を、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター評価業務規程第7条の規定に基づく設計住宅性能評価の申請と併せて行う場合の額は、評価業務規程別表第2-1（ロ）欄に掲げる額に、技術的審査の依頼は、一戸当たり15,000円（消費税を含む。）を加えた額とする。

(技術的審査料金を減額するための要件)

第5条 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター評価業務規程第27条第1項（1）（5）号の規定を準用する。

ただし、特別な理由により理事長が認める場合は、第2条に掲げる額を減額することができるものとする。

附 則

この規程は、平成21年6月4日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。